

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

「電気通信市場の環境変化への対応検討部会（第8回）」

「過去の競争政策のレビュー部会」第8回会合

（2部会合同）

1. 日時：平成22年4月15日（木）18:00～19:00

2. 場所：総務省第1特別会議室

3. 出席者

（1）構成員（座長・座長代理を除き五十音順、敬称略）

【過去の競争政策のレビュー部会】

黒川 和美（座長）、相田 仁（座長代理）、勝間 和代、岸 博幸、北 俊一、  
中島 厚志、舟田 正之、町田 徹

【電気通信市場の環境変化への対応検討部会】

山内 弘隆（座長）、徳田 英幸（座長代理）、柏野 牧夫、國領 二郎、  
篠崎 彰彦、藤原 洋、吉川 尚宏

（2）総務省

内藤総務副大臣、小笠原総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、山川情報流通  
行政局長、桜井総合通信基盤局長、田中官房長、原政策統括官、谷情報通信国際戦  
略局次長、武井官房審議官、福岡電気通信事業部長、吉田電波部長、高崎総合研究  
官、山田総務課長、淵江事業政策課長、古市料金サービス課長、長塩データ通信課  
長、田原電気通信技術システム課長、二宮消費者行政課長、木村事業政策課調査官、  
井幡事業政策課企画官

4. 議事

（1）「光の道」構想について

（2）その他

5. 議事録

【山内座長】 それでは、定刻でございますので、過去の競争政策のレビュー部会と、  
それから、電気通信市場の環境変化への対応検討部会、第8回会合について両部会の合同  
部会として開催をさせていただきます。本日も会合の様様をカメラ撮りしておりますので、  
ご了承願いたいと思います。

まず、「光の道」構想についてですが、これは前回の会合で作業チームを設置したところでございますが、本日はこれまでの検討状況を作業チームから報告いただいた上で議論を行ってまいりたいと思います。

なお、議論に入る前に1点、私のほうからご報告させていただきたいことがございます。それは前回の会合で過去の競争政策のレビュー第1次案というのをご議論いただきましたが、このレビューについては、その際の指摘等を踏まえ、黒川座長のほうでお手元にあるような形で修正をしていただきまして、取りまとめさせていただいたという次第であります。

それから、豊かなICT社会実現のための5原則の案も、前回ご議論いただいた内容に加えて、政策プラットフォームで原口総務大臣からデジタルリテラシーの原則というものをこの5原則に加えてはどうかというご指摘を受けたところであります。そこで、そのご指摘を受けまして、私のほうでお手元にあるような6原則という形で修正をして取りまとめさせていただいております。こちら、両方の資料とも構成員の皆様には事前にお送りしているものですが、このような形で確定させていただいたということでもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の議題であります「光の道」構想についての議論に入らせていただきます。作業チームにおいて非常に密にご議論いただきまして、まずそのことについて私のほうから御礼を申し上げたいと思います。その検討の内容結果について「光の道」論点整理（案）ということで作成いただきました。この内容につきましては、作業チームで主査を務めていただきました相田主査よりご説明をいただきたいと思います。その上で皆様のご意見をいただくということで進めたいと思います。

それでは、相田主査、よろしくお願ひいたします。

**【相田座長代理】** それでは、これまでに作業部会のほうで検討してまいりました内容のうち、おおよそ内容のフィックスした部分につきまして、資料に沿いましてご説明させていただきます。

もとに戻って申し上げさせていただきますと、本作業チームでは、いわゆる「光の道」構想で大臣から参りました3つの指示のうちの1つ目の「光の道」の整備、それから、2つ目の国民の「光の道」へのアクセス権の保障というこの2点につきまして5月中旬までをめどに基本的な方向性を打ち出すためということで検討を行ってきたところでございますが、資料の1ページ目のところ、上のところに「光の道」構想については云々と四角で

書いてあるのは、これは大臣指示のところにあった文章でございます。それで、2015年をめぐりにすべての世帯でブロードバンドを利用ということについて考えたわけですが、2つの側面に分けて考えをまとめさせていただきました。

1、2と書いてありまして、2からのほうがわかりやすいかと思えます。現在まだ超高速ブロードバンド基盤が未整備である。超高速ブロードバンドを使えない世帯というのが10%ほどある。ここにどうやってそのブロードバンド基盤を整備するかということで、以下の資料ではシンボリックな意味でこれを90%から100%と書いてございます。それから、1のほうは、既にそういう超高速ブロードバンド基盤が整備されているエリアでも、まだその利用というのが30%程度にとどまっているということで、これをもっと向上させたいということでございます。これにつきましては以下の資料では、シンボリックには「30%→100%」と書いてございます。

ここについて順に議論してまいりたいと思えますが、何度か議論になっている「光の道」とは何かということにつきまして、次のページに書かせていただいておりますが、先ほどの6原則にもイノベーションアクセスの原則ということで、これから出てくるであろう高度なICTアプリケーションをさせるようになるための基盤であろうということになりますと、遠隔医療等をもってハイビジョン級の映像をやりとりするためには、20メガから30メガほどが必要ということと、諸外国で言っている数字を踏まえますと、まだ正確に上り下り何メガというところまで詰めてはいないわけですが、今まで総務省が言っていた超高速ブロードバンドという言葉がでございます。

これは今までの定義ですと下り実効30Mbps以上ということですが、これを想定するのが適当ではないかということで、アメリカで100メガと言っていることも踏まえ、それより上を目指すということもチャレンジする価値があると思われれます。

必ず光なのかということにつきましては、必ずしもそういうことではない。BWAで下り40Mbps程度が実用化されておりますので、そういうものを取り入れていくことは当然期待できるのではないかとございまして。その一方で、例えば現在、地デジ再送信というアプリケーションに関して言いますと、番組制作側の要求する品質要求ということで、やはり光でないと、ということになっております。それから、BWA、あるいはLTEを普及させていく上でも、その基地局までは光が要ることを考えますと、いずれにしてもやはり光でこの10%の地域のかなりの部分を面的にカバーすることが必要なのではないかと考えています。

それから、30%から100%ついてですが、これからいろいろアプリケーションが出てきて、そのアプリケーションがどれくらい魅力的なもので、どれくらい利用者がそれに対してお金を払うかということとも関係しているわけですが、2015年という時点で考えたときに、そのころADSLとの価格競争がどうなっているか、また、もう一つ大きな問題としましては、集合住宅の中にどれだけの期間で超高速ブロードバンドを引き込むことができるかということを考えますと、もちろんその超高速ブロードバンドを30%から上げていくことを目指すわけですが、2015年の目標値で言うと、必ずしも超高速のつかないブロードバンド100%というところが1つ現実的な目標ではないかと考えております。

そういう意味で、携帯電話等というものにつきまして、その超高速ブロードバンドの一部で考えるのは、まだ技術的に成熟度が足りないとは思われますが、超高速ではないブロードバンドの一手段ということでは、かなり役割というのを期待できるのではないかと考えております。

次の3ページに参りまして、その30%から100%、90%から100%というときにどういう考え方に行ったらいいか、議論させていただいたサマリー的なものをここに書かせていただいているわけですが、現状で設備競争の進んでいる西日本地区のほうはその超高速ブロードバンドの普及率、加入率が高いというようなことを考えましても、事業者間のより一層公平な競争を通じた料金の低廉化がブロードバンドの普及に寄与するところが大きいのではないかと。もちろん、キラーアプリケーションというのでしょうか、いいアプリケーションが出てくるということが非常に重要であるわけですが、そういう意味でサービス競争と設備競争の両面から推進していくことが重要ではないかとまとめさせていただいております。

それから、90%から100%、30%から100%と分けてそれぞれ書かせていただいておりますが、4ページ目は、その90%から100%ということで、繰り返しになりますが、やはり一番の基本は民間事業者が競争により整備することであろうということですが、これからの10%をやるには採算が非常に厳しいということですが、ただ、まだ数字をお示しできる段階ではございませんが、いろいろ試算等を伺ったところによりますと、長期的には利用率が向上していけば採算に乗り得る可能性もあるということで、何かこの10%エリアだけ非常に特別扱いして、その部分に光ファイバーを引くような新たな公的主体をつくるというのは不適當、長期的にそれをオペレートしてい

くという観点から不適當ではないかと書かせていただいております。

2つ目はその裏返しになるわけですが、残り10%のエリアにつきましても、短期的に見ると採算ベースに乗せるというのは非常に困難であることから、当面、一定の公的支援というのをを行う必要があるのではないかと。ただ、その公的支援については民間事業者の投資インセンティブを阻害しないように配慮しつつ進めていく必要があるだろうということでございます。それから、そのようにして整備されたインフラというものについて、長期的に維持・運用していくためには、これも先ほどと繰り返しますが、10%エリアだけでオペレートしていくのはなかなか採算に乗せるのが難しいので、今まで整備された90%のエリアと10%のエリアをまたがる一定規模のインフラを保有する主体というものが、その後オペレートしていくことが現実的だろうということでもあります。

それからもう一つ、その残り10%のエリアを整備するに当たって公的な支援というものを注ぎ込んだ場合には、そういった支援により整備されたインフラにつきましても、必ずしもその整備した事業者ということではなく、他の事業者も含めて公平・公正に利用できるような措置を講じることが適当だろうということを書かせていただいております。

それから、続きまして5ページ目が30%から100%のほうですが、先ほども申し上げましたが、やはり事業者間の競争を活性化する、それで値段を下げるのがこの普及を進めるということで非常に重要だろうということを書かせていただいております。事業者間の競争条件につきましても、NTT西のところでもいろいろ問題もございましたが、線路敷設の諸条件、接続情報の透明性、接続料水準等々の問題が指摘されており、そういうものについては見直していく必要がある。

それから、NTT東西のアクセス網について、ブロードバンド利用の促進につながるさらなる公正競争促進のための措置を検討する必要があります。それから、これらのことを踏まえて、NTTグループに対する規律のあり方を検討することが必要である。それから、先ほど言いましたように「光の道」構想、3つ目、アプリケーションというのは、この第1部会、第2部会のマターではないのであまり書いていないわけですが、そのようなアプリケーションを大いに進めていくという観点からいっても、公共機関における積極的な利活用を進めるということで、その利用者側からもブロードバンド利用のインセンティブを高める措置を検討するのが適当ではないかと書かせていただいております。

それから、最後、6枚目がそのアクセス権の保障、いわゆるユニバーサルサービス関連の項目でございますが、当面、90%から100%、30%から100%を進めていく段

階で申しますと、メタルから光へのマイグレーションを加速化するという意味でもって、従来のメタルの加入電話に加えて、それと同程度の料金水準の光 I P 電話、できればそれをユニバーサルサービスの対象として現在の枠組みの中で、基金で活用していくというようなことを図ってよいのではないか。

それから、一通りその 90% から 100%、30% から 100% が実現した暁には、すべての世帯で低廉な料金でブロードバンドを利用している状況を維持するという観点から、そのブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスの対象としていくことを図るべきではないかとまとめさせていただきました。

以上、まだ検討中の項目でここにお示ししなかったものもございますが、現時点までに作業部会の中でおおよそ意見のまとまった部分につきまして報告させていただきました。

【山内座長】 どうもありがとうございます。

このワーキンググループには北構成員と篠崎構成員と吉川構成員がご参加されていますが、何か今の時点でつけ加えることやコメントはございますか。あるいは後でゆっくり意見を言っていたいただいてもいいのですが、いかがですか。それでは、後でゆっくりのほうで、ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただきましたワーキンググループによる論点整理（案）について皆様から広くご意見をいただこうと思います。どなたからでも結構でございますので、ご発言願えればと思います。いかがでございましょうか。どうぞお願いします。

【國領構成員】 少し質問させていただきたいのですが、4 ページの◆の 4 つ目でございますが、ここでの「中核的な整備主体が中心となって整備していく」という部分ですが、これはいきなり生臭いといけないのですが、例えば N T T さんは入っている。むしろ、それをイメージされているという理解でよろしいですか。

【相田座長代理】 その N T T の形がどうあるべきかというところまで議論がまだ煮詰まっていないのですが、やはりこれまでの経緯等々を含めて考えたときに、現在の N T T 東日本、西日本がこういう整備にかなり中心的な役割を果たすのであろうということは念頭に置いております。

【國領構成員】 なるほど。

【相田座長代理】 ただ、それが完全に切り離された何か独立主体になっているのか、それとも今のような N T T 東西という形なのか、そこら辺についてはまだ議論がまとまっていないので書いていないとご理解いただければ。

【國領構成員】 かしこまりました。そうすると、次の「直接的な財政支援により」というところが1つの焦点になると思います。つまり、この中核的な整備主体が整備している競争的なエリア、例えば都市部などには公平・公正に利用できるような措置は講じなくてもいいということなのか。逆に言うと、重たいものを——この議論はどっち向きにも議論できると思うので、その採算が合わないところのインフラ整備の義務を負わされながら、競争エリアにおいては競争が入ると大変と既存のプレイヤーは言いたいだろうし、逆に言うとサービススペースの競争をされる方々は、もうかるところも含めて全部やってくれないと困るとおっしゃるでしょう。ここが1つの焦点になる気がするのですが、この辺りについては何か整理されているんですか。

【相田座長代理】 もしかすると、作業部会メンバーでも少し意見が分かれるかもしれませんが、先ほどおっしゃいました既に競争があるエリアについてどうかというのは、その5ページのほうの分類ということになりますので、こちらにつきまして◆の2つ目から3つ目にかけて、そういうところの公正競争についてもきちんと何らかの形で担保していかなければいけないなということでございます。

【國領構成員】 なるほど。

【相田座長代理】 それで、逆に4ページ目のほうは、先ほどNTT東西をかなり念頭に置いていると申し上げましたが、いわゆる従来から行われている公設民営や地方のケーブルテレビ会社等が手を挙げて、そこはうちがやるということであっても、もちろんそれは構わないと思われるわけで、ここで最後のポチで言っているのは、逆に言うとNTT以外が公的資金をとって整備したという場合に、その事業者に対して公的資金を得たという理由で何らかの開放義務みたいなものが生じるのではないかという意味で、NTTがやった場合には開放義務が生じるが、ほかの人がやったら開放しなくていいということではないと、逆にそちら向きのニュアンスとさせていただいたほうがいいかもしれません。

【國領構成員】 ありがとうございます。

【山内座長】 どうぞ。

【岸構成員】 まさに今の國領先生と同じ点で別の疑問があったので伺いたいのですが、4ページ目のこの4つ目のポツ、現実的ではないかというところなのですが、要するにこのポツだけロジカルに見えなかった。つまり、整備主体とメンテナンスというものは、委託等でもできるわけですから、何故こういう整備だけで、要は一定のインフラを整備、保有する中核的な整備主体が整備するのが現実的だという結論になるのかよくわからなかつ

たので、そこをもし何か明確なロジックがあれば教えていただきたい。

つまり、インフラを整備する人とメンテする人は別の人であっても、受委託の関係でできる部分があると思っておりますので、整備する人がそのままメンテするという前提があるのかという気がしまして、そこはどういうお考えなのでしょう。

【相田座長代理】 これについては、すみません。私の印象としてはこの最後の3行目の「整備していくことが現実的ではないか」というのは、維持・運用していくというイメージでとらえておりましたので、確かにここで「整備していくことが」という言葉が適切なのかどうか、これに関しては私の一存で変えてしまってもまずいのかもしれませんが。

【岸構成員】 そういうご認識ならば全然。

【相田座長代理】 はい。

【山内座長】 相田主査だけではなく、議論に参加した方、その辺り……。

【相田座長代理】 適宜助けていただければと思いますが。

【吉川構成員】 では、いいですか。

【山内座長】 どうぞ。

【吉川構成員】 確かに今読み返してみると、ここは「整備」というより「運用」という言葉がふさわしかったかと思いますが、議論の中では公設公営というのはどうもあり得ない、むしろ公設民営というのが今後も、今もありますが、あるのかなということです。その主体はだれかという、別にNTTという特定の事業者ということではなくて、中核的な主体ということぐらいの議論であったかと思うのですが。

【篠崎構成員】 今の補足とほぼ同じなので、書き方が不明瞭な面もあるかもしれませんが、あるエリアではNTT東西以外の事業者が中核的な場合もあり得るわけで、そういうエリアで限界的なところで何らかの公的支援を行う場合は、そういった地域における中核的主体がまさに受委託の関係でオペレーションすることが望ましいと考えています。わざわざそこで新しい事業主体を設立したり、その地域では中核的でない別の全国展開の事業者がオペレーションしたりするのは、非効率の温床となりかねません。こういうことを言い過ぎると、また余計なこととなるのかもしれませんが、デジタル時代の放送の問題も含めていろいろ考えられるという趣旨です。

【山内座長】 分離ということは前提にしているという話ですかね。

ほかに。今の点はよろしいですか。では、ほかに何かの点があれば。どうぞ。

【中島構成員】 この論点整理の1ページ目の最初のところの、「光の道」構想について

の考え方ですが、3行目で「国民の生産性を高めることを目指す」という部分はやや狭い気がします。「我が国経済の更なる発展を目指す」ことは大枠として大いに結構だと思いますし、そのために「ICTを最大限活用」という趣旨も理解できると思いますが、例えば「国民の福利厚生と生産性を高める」、あるいは「国民の豊かさ実現と生産性を高めることを目指す」といった、やはり国民の豊かさといったものを増進することにつながるという表現を入れないと、少し即物的な感じがいたします。

【相田座長代理】 これは作業部会の中でも話題になったのですが、このワーディングは、実は大臣指示にあったワーディングがそのまま載せているということでご理解いただければ。

【中島構成員】 そうですか。失礼しました。

【相田座長代理】 この最初の四角については、それを再掲させていただいたという位置づけですので、おっしゃることはごもっともだと思います。

【篠崎構成員】 今の補足で、これも議論になったことですが、「豊かな社会」ということも大臣指示からありましたので、生産性という概念を少し広く考えましょうということになっています。少し広い意味で「付加価値を高める」、「豊かな社会」を目指すということで生産性の概念を理解しております。

【山内座長】 どうぞ。

【勝間構成員】 そうしますと、やはり明文化したほうがよろしいのではないかと思います。このままの言葉では、やはり発表したときにまた生産性かと言われて、それで一々その説明をするのは何なので、ここで何回も皆が引っかかっているということは、同じことを必ず発表のときに引っかかると思っていますので、ぜひ「生産性の向上・豊かな社会」みたいな形で一言補足を入れたほうがいいのかと考えます。

【山内座長】 そういう方向でしょう。では、この点はワーディング、補足も含めて考えるということで、ほかにいかがでしょうか。

【國領構成員】 いいですか。

【山内座長】 どうぞ。

【國領構成員】 いくつかあるのですみませんが、6ページにユニバーサルサービス制度を2段階に分けて書かれた理由はどういうことでしょうか。

【相田座長代理】 とりあえず今の段階で、もうその上は考えてもいいかと。ただ、先ほどからブロードバンドの定義や、実際にそれがどれくらいの価格でサービスを受けられ

るのか、そういった様子をやはりもう少し見てみないと、下のほうのブロードバンドアクセスのユニバーサルサービス化は考えにくいといったことだったと思います。作業部会のほかの構成員の方々、追加のコメントをいただければと思います。

**【篠崎構成員】** 2ページ目の議論とも関係するのですが、先ほど國領先生が100メガないとおもしろくないとつぶやかれていたのが聞こえたのですが(笑)、国家ビジョンというものは壮大であってもちろん構わないのですけれども、私の立場から申し上げますと、経済合理性を無視した国家ビジョンは、壮大であればあるほど長期では国民に塗炭の苦しみを味わわせるというのが20世紀の人類の歴史だということも外せません。

ただ、せっかくビジョンを掲げてやるわけですから、これを機に何がナショナルミニマムかを考えて、そこは公的な支援も含めてやりましょう、というような進め方が大切だと思います。いきなりすべてを100メガというのは、「制約条件のない最大化」の話としてはよいのですが、現実問題として政策に落とし込む際には注意が必要だろうと思います。例えば、全国に空港があったほうがいいのか、全国に高速道路があって、私の町にインターチェンジがあったほうがいいのか、地下鉄もあったほうがいいのか、コンビニもあってほしいとか、総合病院も欲しいというのは、「多々益々」でよろしいのですが、経済的には破綻してしまいう懸念があります。山内先生や黒川先生を前にして大変僭越ですが、経済合理性の観点からは、制約条件がある中で、国としてナショナルミニマムが何かを考えるべきだと信じます。

これからの皆さんのご議論でまた出てくるとは思いますが、「光の道」を2段階に考えるとか、ブロードバンドも広い意味のブロードバンドと超高速のブロードバンドを考えると、そういう議論を積み上げた中で作業部会としてまとめたものです。1枚目から6枚目までが縦横斜めに完璧に整合的かと言われると我々も自信はないのですが、そういう議論の積み上げが合っていることは理解していただきたいと思います。

**【山内座長】** どうぞ。

**【吉川構成員】** 篠崎先生に若干補足させていただきますと、やはりこのユニバーサルサービス制度というのは広くあまねくなのですが、5年先、光がかなり普及するまでというのは、一方で人口が減少する社会でもある。そうすると国土政策的には例えば青森や富山では、コンパクトシティという構想もあって、都市化を加速するような政策もとられている。そういったいろいろな政策が今一緒に打たれている中で、一義的に新しいユニバーサルサービスの制度はどうあるべきか。まだすぐ特定はできないかというニュアンスで2

段階である。このように解釈をしております。

【山内座長】 國領さん、先ほどたくさんあると言いましたが、今の話、よろしいですか。

【國領構成員】 今のことに関連したところで、これはどちらかというコメントが2つですけれども、1つ目はやはり、ある程度関心事として皆さん思われているのではと思うのが、光を敷設するだけではなくてメタルを撤去する話です。それがどういうことを打ち出すかというのは1つの焦点になる気がしています。

それから2つ目は、篠崎先生の先ほどの場外の話は場外の話として、下りではなくて上りが大事なのではないかという気がしています。このペーパーを通じて下りばかり書いてあるので、例えば遠隔医療とか、どこからでも遠隔医療を発信できるとか。そのようなことを考えてくると、もう1個言いたかった論点、規制を何とかしろ、利用規制を何とかしろということを文言として入れるべきだというのがありつつ、もしそういうような規制がなくなったときに、上りがどうなるか。これはかなり本質にかかわる議論で、やはりこのネットワーク社会というのは、上から降ってくる情報をとるだけではなくて、場面から情報をどれぐらいリッチに発信できるかということが1つの焦点なので、上りという概念があるといいと思います。

【山内座長】 なるほど。どうぞ。

【相田座長代理】 上りを規定すべきではないかというのは、作業部会の中でもご意見がございました。ただ、幾つにしたらいいかということが1つと、その数字を出すにしても、それがいわゆるカタログ公証値なのか、ほんとうにコンスタント流せるという話なのか、その辺りの定義もかなり難しいだろうということで、今は先送りになっているという状況でございます。本来はやはり、キラーアプリケーションのようなものがあって、これを動かすには下りが何メガ、上り何メガが必要ということであればスッと数字が示せるわけですけれども、将来、どのようなアプリケーションが出てきてもということで行くと、また篠崎先生に経済合理性とって怒られそうですし、今、具体的な数字、かつ数字の持っている意味というものを今の時点で申し上げるのが難しいということで、先送りさせていただいています。

【勝間構成員】 いいですか。上りに関して数字的なイメージとしまして、やはり映像通信がある程度アップロードできる現状のPCを想定した場合に、例えば実効スピードで、数メガ程度は少なくとも必要というような明記があるとありがたい。例えば3Gですと、

今、残波数しかないので、結局、映像アップロードは厳しい。それに対してWiMAXその他ですと、実効で約5メガ出ますので、それぐらいあると結構。HSUPAですと、カタログスペックは5.7メガですが、問題はすごくカバレッジが少なく、実質的に使えるところが都心部の一部みたいなのに限られているということです。國領先生のおっしゃるとおり、上りに関しては私もぜひ数字を明記していただかないと、下りばかり速くて上りが遅いようなネットワークが全国に行き渡ってしまうと、これは結構、後々大変かと思います。

【山内座長】 この問題はワーキングでもそういう意識は十分あって、それはどの辺があれなのかということだということですが、またこれは議論していただいてということですね。

どうぞ。

【北構成員】 我々が言いたいことは、双方向にリアルタイムでハイビジョン級の映像がやりとりできるという世界をつくりましょうということで、もしかしたらDSLでもできてしまうかもしれないような将来の技術革新もあったりするのですが、ただ、2015年という時間軸で考えたときに、何メガという数字を出さないと、諸外国も出しているということなので、出さなければ、ということです。ただ、カタログスペックや実効速度等は正確にはかる手法が確立されていない。あと、その条件ですね。どういう条件で使うのか。戸建てだけでなく、マンションの場合もあったりしますし、ここをどう記述するかというのは、まさにまた皆様からご意見をいただきながらつくっていきたいと思いますが、双方向でハイビジョン級の医療、教育サービスが受けられるインフラをつくりましょうというのが目標感ということでございます。【山内座長】 ありがとうございます。

藤原さん、すみません、お待たせしました。

【藤原構成員】 もう言われてしまいましたが、もう少し議論を深めると、やはり私も双方向が、下りという規定はもうWebしか使わないとか、ADSLの幻想にとらわれているので、もしこれが「光の道」をそのままとらえますと、光が原則ですと基本的に双方向でいいはず。技術的にそのはずなので、まず双方向。スペックは、恐らくお話があったようにハイビジョンでない遠隔医療としてはやはり少し不足ですので、ハイビジョンの双方向、それが20メガか、30メガかはあれですが、多分、20Mbps以上ないとハイビジョンは苦しいかと思います。コーディング方式にもよりますが、そういうことを言うべきだろう。

それから、ユニバーサルアクセスですが、篠崎先生のおっしゃる経済合理性ですが、電話で妥協するのは、本当は下をやりたいのだが、しょうがないから光IP電話にしておこうというのは、少し経済合理性を前に押し進め過ぎではないか。やはりユニバーサルブロードバンドアクセスを一気にやるべきだと思います。ただ、経済合理性を確保する方法は、恐らくワイヤレスを組み合わせると確保できるのではないかと思いますので、決めつけるのではなくて、ほんとうに定量的に経済合理性を篠崎先生も計算をしていただいて、いきなり妥協するのではなくてお願いできればと思います。

【篠崎構成員】 電話のままでもいいと言っているわけではなくて、私自身は、むしろこれからを展望すると、ユニバーサルサービスにブロードバンドが加わってくるのではないかという考え方です。ただ、まだ資料が十分できていないのは否めませんが、いわゆるブロードバンドと超高速ブロードバンド、100メガまで来るのかどうかは別として、そこには自ずと違いがある、段階があるという話です。もしも、はいはいの時代にできているユニバーサルサービスの仕組みを広い意味のブロードバンド時代に変えていく必要があるという議論が本旨で、電話のままですとどまっていようということは、おそらく作業部会でもなっていなかったはずです。【山内座長】 どうぞ。

【中島構成員】 今の話に関係するのですが、この経済合理性のところですが、もちろん試算するのは大変難しいのですが、いわゆる「光の道」の整備をまずIP電話でということであれば、多分、経済合理性はかなり厳しいわけです。ここに書いてあるように、サービスの多様化が爆発的、加速的に出てくることを前提にするからこそ、そこで初めて経済合理性がペイしてくる、見合ってくるというまともになると思います。確かに、最後のユニバーサルサービス制度、このところで全国民にどこのサービス水準まで行き渡るかということ言えば、あまり大きなことを言っても、先ほどおっしゃっていたように経済合理性が果たして割りが合うのか、どういう結果になるのかということはきちんと見なくてはいけない。しかし、ある程度サービスが広がることを前提に織り込んでいかないと、なかなか経済合理性が成り立たないところに基準が当たってしまうのではないかとも思います。

ですから、そういう面で言うと、末端まで30Mから100Mまでの速度が必要ということさをさきほど言っていて、一方で光IP電話をユニバーサルサービスにして、ブロードバンドアクセスはその次の2段階目で考えるという考え方を出している点も分かるのですが、こういうふうに分けると逆に縮こまることになっていくのではないかというところが

気になります。

【篠崎構成員】 この2段階というのは、上が1段階で、下が2段階ということではなく、私たちが言っている2段階というのはブロードバンドサービスの中で広義のブロードバンドと超高速のブロードバンドというのは2段階あるよねと言っているだけで、この資料は、論点としてこの2つがありますと提示出しているだけだと理解しています。誤解がないように言っておきますけれども、私は決して、もしも、はいはいでいいということと言っているわけではありませんで、むしろ下のところを早くやったほうがいいという展望の中で、何がナショナルミニマムか、いきなり100全部やるのですかというところの議論をしているわけです。

それともう一つ、先ほど國領先生もおっしゃいましたが、規制改革やサービスの中身をどう織り込むかという点です。相田座長もおっしゃったように、今でさえ90%整備できているのに30%しか利用がないという現実があります。巨費を投じて限界的な10%の整備を行ったときに、利用が進まないという一体どうなるのかという問題意識です。今、医療等が出ていますけれども、やはり上位レイヤーを視野に入れた議論は欠かせないと思います。規制改革という言葉がいいのかどうなのかわかりませんが、利活用促進のための仕組みの見直しという論点は重要だと思います。これに関連して、最後のところに出ているように、公的主体とかパブリックセクターの利活用問題は、政府が積極的にコミットできる話なので、整備や運営は計画経済型に政府などの公的主体がやるよりも、民間の競争に任せるとして、むしろ、ユーザーとしての政府、パブリック部門のあり方、あるいはそういうところに対する規制改革などは、政府部門として積極的にコミットしたほうがいいという議論は作業部会でも山ほど出ています。この1枚目の◆の下に1.、2.とありますが、私はもう一つ3.があって、規制改革とか、そういう利活用を促すようなものがあるといいと思っているのですが、最初に相田座長がおっしゃったように、我々の作業部会に対する大臣指示が(1)と(2)でしたので、上位レイヤーのところは踏み込んでいません。一応、5ページ目の最後の◆に「公共機関における積極的な利活用をはじめとして」という表現で現時点は紛れているというか、そこに一応言及されていると理解しています。

それが我々の作業グループのミッションかどうか、やや明確ではありませんので、今のところこうなっています。もしかすると第4部会とか第3部会ですか、そこに大臣指示が行っているのかもしれませんが。【相田座長代理】 よろしいですか。

【山内座長】 今回の件のあれですか。

【相田座長代理】         というか、先ほど6ページのこの「光IP電話をユニバーサルサービスの対象とし」という表現が誤解を招いているかもしれない。書き方が悪かったのかもしれないませんが、光IP電話の提供を義務づけるという意味ではございませんで、いわゆるOABJ電話というのでしょうか、品質、料金と同等であれば従来のメタルでもいいし、光IPでもいいし、場合によってはケーブル電話でもいいということでユニバーサルサービス提供事業者に自由度を与えようと、そういうことでご理解いただければと思います。これは、ここには明示しておりませんが、先ほど國領先生等がおっしゃっていたように、こうしておくことによって将来的にはメタルの撤去というのを可能にする道筋をちゃんとつけておきましょうということです。

現状ですと、とにかくメタルの加入電話を提供しなければいけないということになっていますので、メタルを絶対にはがすことができないわけですが、少なくともそういう可能性をつくりましょうということです。そういうことがこの裏に隠れているとお考えいただければと思います。もちろん、先ほどから言っている経済合理性がございますので、直ちにメタルを撤去ということには絶対ならないとは思いますが、そういう道をこれで行くということでございます。

【山内座長】         岸さん、先にどうぞ。

【岸構成員】         先ほど篠崎先生がおっしゃられたことにまさに関係するのですが、この5ページのところ、個人的にどうかと思っているのが、おそらく、これは読む人が見たらワーキンググループの認識として利用率30から100がなかなか進まない主たる理由は事業者間の競争が足りないということで、最後のポツで、ちなみにインセンティブも必要ですと見えると思います。

ただ、少なくとも利用率が30から100に上がらない理由が事業者間の競争がとにかく主なのだと、それが一番大きな理由なのだというのがなかなかそこまで断言するのがいいのか。私はこの面も当然あるし、先ほどまさに話があった規制改革、需要側の要因もあるはずで、その両方がある。その中でこの第1、第2は前者をやるというなりを要は事実認識としてどう考えているのかというのは明示しておいたほうがいいのではないのかという気はします。

【山内座長】         それはそうですね。

どうぞ、町田さん。

【町田構成員】         すみません、幾つかそもそも論、質問みたいなことも含めてなのです

が……。

【山内座長】 ちょっと待って。北さん、今の話の続きですか？ それでは、先にお願  
いします。

【北構成員】 まさにそのような意識を持って、ほんとうは書きたかったのですけれど  
も、1番、2番のほうを中心に資料を今まとめていて、それでもやっぱり最後のポチぐら  
いは入れておこうという思いで書いています。

【岸構成員】 逆に気持ちがわかれば、これだとそれを知らない人が見た場合に勘違い  
しないかということです。

【山内座長】 それはそうですね。

【北構成員】 そこを書いてよろしいということですか。

【山内座長】 その辺りは、ほかのプラットフォームでどういうふう議論するか、ある  
いはこの全体のまとめをどうするかということに絡むので、我々、相談させていただいて  
方向性を考えさせていただく。ただ、今のままではなかなか難しいというのはよくわかり  
ました。

すみません、町田さん、どうぞ。

【町田構成員】 きょうの議論、そもそも論のそもそも論なのですが、きょうの議論は  
来週、事業者ヒアリングも控えているし、ある程度みんなで何を聞こうかということも含  
めて問題意識をすり合わせておこうという段階で、あまりきょう議論したことがそのまま  
後々強制力を持つものではないと理解していますが、それでいいでしょうか。

それで、あと幾つかあるのですが、こちらのそもそもの豊かなICT社会実現のための  
6原則では、最初にユニバーサルアクセスの原則の中で目標として「光の道」100%を  
実現すると言い切ってしまう。目標ですが。一方、きょうの論点の2では、いろい  
ろな事情があって20メガ、30メガだったり、実効30メガだったり、下り40メガだ  
ったりいろいろならばらもあるわけです。こんなにいろいろ書いて混乱しないのか。も  
う少しざっくりと、ここまで逆に言わないで済ませてあっていいのではないのか。超高速ブ  
ロードバンドとか、高速ブロードバンドぐらいで、そのときに結構鮮明な動画像が送受信  
できるようにとかいうことで、ある程度大臣の言いたい意図と、大臣は相当何か、今週に  
入ってからの記者会見など見てもかなり激しく100メガにこだわっていらっしゃる  
ようですから、それはそれで尊重しつつも、いろいろな余地を残して矛盾しないようにや  
っていいのではないのか。

特にこの参考資料のほうの6ページでアメリカのことを書いてありますが、アメリカは実際にはユニバーサルサービスとして残すものについては実測ですけれども、下り4メガ、上り1メガというのは残していますよね。我々もやはりそういう余地もある程度残して考えておかないと、あまり無理を言うと、経済合理性のお話が出ていますけれども、かなり強引なことが出てくると思うので、もう少しそこは緩やかに、あまりそこにこだわらないほうが、以前の会議で、これをどうするのかと言ったから、かえって皆さんを惑わしたかもしれないと思って反省しているのですが、そこはもう少しあっていいのという感じが若干しています。

それから、これもそもそも大臣のミッションにはなかったことですが、アメリカを見ていると病院や学校でユニバを含めて100メガだけではない、強烈な、ある種、拠点的に整備しようという発想を持っています。藤原先生がおっしゃっていたような繊細な遠隔医療みたいなものは、2015年にほんとうに過疎地の家庭でまで必要なものなのか。そこに一発大きな、小学校か何かに持って行って置いて、あわせて使ってもらえばいいのかということと考えたら、家庭まで持っていくというのは無理があるのではないかと考えていて、そういう発想は、今、僕らはないですが、少しその地域の拠点の整備みたいなものを入れてもいいのではと感じていました。

【山内座長】      ありがとうございます。

どうぞ。

【藤原構成員】      今、私が遠隔医療というのを言ったのは、家庭まで100メガと言ったわけではなくて、例えば過疎では、診療所等では光で、家庭は恐らくワイヤレスそういうところが経済合理性があるというつもりで言っております。

【町田構成員】      そうであれば、まさにそういう観点を我々も持っているのだということをこの中に入れ込んでいってもらったほうが、はっきりといいのではないかという気がしています。

【山内座長】      どうぞ。

【柏野構成員】      素朴な質問なのですが、2015年目途と言われているのですが、これはいつごろまで使われるようなものなのか、つまり、どのくらいのタイムスパンを想定しているのかということです。議論を聞いていますと、大体今の使い方を皆さんが使えるようになるというぐらいの水準を推定している感じがするのですが、そもそもどのくらいのことを実現しようとするかによってスペックは変わってくるわけで、それが例えば20

15年、25年ごろまで大体同じぐらいのもので使うのであれば、足りなくなるということもあるかもしれない。もちろん経済合理性云々はあるのですが、一たん引いたら大体どのくらいのスパンで利用するという想定なのでしょうか。

【山内座長】 この辺りはいかがですか。

【相田座長代理】 あまりそういう観点で議論したことはなかったのですが、光ならば引いたらそれはかなり長いこと使えるのではないかと。使える、使えないという意味では使えるとは思いますが、それでその20年後、30年後まで十分かと言われると、それこそちゃんとアプリケーションが育ってくれば足りなくなるかもしれない。ただ、それだけアプリケーションが育ってくれば、それにお金を払う人も出てくるから、その後、追加の投資をする等うまく回ってくれるのではないかと。これは私の純粋な個人的な意見です。

とにかく今、まだよく見えていないアプリケーションでもこれから出てきそうだから、そこに公の資金としてやらなければいけないという段階のことをしているのであって、30%、100%、みんながどんどん使うようになってくれば、その後の心配はあまりしなくていいのではというのが、やや責任逃れかもしれないですが、そういう言い方では不十分でございましょうか。

【山内座長】 よろしいですか。

【柏野構成員】 だから、多分、ハイビジョンを双方向で送受信する以上のイメージが現時点でないとする、このような感じでいいという話なのですが、要は「光の道」ができたときにそれを使って何をするのか、もちろん具体的なサービスは、個々のサービス事業者が考える話かもしれないのですが、どういうありがたみが本質的に新しくできてくるというところがないままに議論しても少し具体性には欠ける気がします。

【相田座長代理】 恐らくご存じのことと思いますけれども、当然、ハイビジョンがあればではなくて、その上に4Kとか、8Kとかあって、そういうものを通そうと思うとギガが当然入り用になるわけで、ハイビジョンでは足りないということになれば、そういうところにまた順次進んでいくということになるのだろうと思います。そういう雰囲気になってきたときに何をやらなければいけないのかというのは、今、最初に引くのとはおそらく違う考え方になるだろうということで、先ほど変な言い方をさせていただきましたが、やはりまずは最初の道筋をつくるどころの考え方をここでしたのであって、これでそのまま未来永劫大丈夫ということではないと思いますが、どれだけでもつかということについては私もよくわかりません。

【山内座長】 どうぞ。

【藤原構成員】 今のお話は、おそらく光ファイバーを引くということを前提にしますと、送受信体にどういう装置を置くかということが現実問題であって、20メガかどうかというのは、送受信体の装置の問題ですので、光ファイバーを一たん引いてしまえば、4Kだとか8Kだという装置に需要によって、その両極端を変えればいいわけで、光ファイバー新線そのものを工事すれば、拡張性はかなりあると思いますので、その辺りは今はあまり心配しなくていいのではないかと思います。

【相田座長代理】 ただ、あえて申し上げれば、やはり最初に整備するものは例の8分岐とか、そういう引き方になるわけでもって、そこで4K、8Kのギガをスムーズに通せるかということ、なかなかそうはいかないでしょう。ただ、もちろん新線も最小限引くわけではないでしょうから、そういうものをどんどん活用していけばいいわけでしょうが。

【藤原構成員】 あと波長多重もありますし。

【相田座長代理】 ええ。

【山内座長】 どうぞ。

【勝間構成員】 今の民生用の機器の状況を考えますと、当然、ハイビジョン機器以上のものは、2025年の時点を考えてもそれほど普及しないと思いますので、とりあえず1,920通せれば十分というのが現実的なイメージではないでしょうか。その上でハイビジョン、例えばテレビとビデオレコーダーみたいものが多分普及すると思いますが、それがそれぞれPCも含めて双方向になるというのが恐らくマックスの利用状況だと思いますので、そこでアップロードとダウンロードのある程度の容量を計算するというのが1つ現実的な解かと思いますが、そこで1回計算していただくというのは可能でしょうか。

【山内座長】 計算というのは。

【勝間構成員】 上りと下りに幾ら要るのか。

【山内座長】 それは可能だと思います。1つの基準として、そういうことで計算していただいたものをこの中に取り込むかどうかということですね。

【勝間構成員】 はい。そうするとある程度、なぜそれが100なの、なぜそれが30なのといったことに根拠が出てくると思います。

【山内座長】 ただ、一方で町田さんがおっしゃったようにそこまでという意見もあるので、その辺はまたご議論いただく。あるいは出し方の問題かもしれない。その計算はきちんと持った上で、どこまでどういう表現をするかということかもしれませんし。いずれ

にしても、これはワーキングのほうでご検討いただきたいと思います。

【町田構成員】 いや、むしろこだわっているのは、100メガとか、30メガという議論よりも、ほんとうは100%のほうなのではないのかという気がしています。表現のテクニックが必要になってくるのは。

【山内座長】 なるほど。わかりました。

ほかにかがででしょうか。徳田先生、何か。

【徳田座長代理】 私も5ページ目の30から100のところの利用率のアップに関して、先ほども何人かの方からご指摘がありました。競争を活発にすれば解決するというメッセージが余りにも強く出過ぎているので、北さんや岸さんをはじめ、ご指摘があるのですが、最後のところにほかのワーキンググループでもやはり同じような議論が出ているので、それを踏まえて利用の規制とか、こういう公共機関云々ということをうまくマージさせた形で入れていただくと、皆さんの議論がうまく伝わるのではないかと思います。この4番のままで来たままですと、競争さえ活発にすればもっと利活用が上がるというようなメッセージに誤解される可能性があると思っています。

【山内座長】 先ほどの意見とあわせて非常に皆さんの強い意見だったということで、ぜひとも改善していきたいと思います。

何か。

【國領構成員】 本日、一番生臭い質問をしたいのですが、5ページの3つ目の◆のところ、「更なる公正競争推進」という言い方をされていて、それは今までと違う更なるということをおっしゃっているのだと思います。その上の◆のところに構成要素として線路敷設の諸条件、接続情報の透明性、接続料水準等と書かれています。それから、3ページのところの2つ目の◆でサービスベースの競争の話とインフラベースの競争の話がされています。

この辺が少しマトリックスにするか何かで、具体的に一体何を意味しているのかというところがすごく大事なところではないかと思っています。また、1個だけ少し問題提起させていただくのが、今までと、なぜ更なる、なぜ追加的なことを考えないといけないかという、私は2つ要因があると思っています。1つは光とメタルのどちらかというサービスベースの競争がメタルではすごくうまくいったと思うのですが、それが光では同じようなサービスベースの競争というのが置きにくいのではないかと。これも仮説ですね。そこが1つ。

もう一つはやはりワイヤレスのほうで、ワイヤレスはワイヤードほど、どこを接続点にするのかというような話が、今までと同じような整理の仕方だとうまくいかないのかもしれない。この2点がやはり2000年ぐらいに導入した一連の競争政策を超えて、何か今我々が整理し直さなければいけないとすると、おそらく、そのあたりではないかなと思うのですが、現状、ワーキンググループとしては、この5ページの◆の2つ目ぐらいのところについてどのようなことを想定されているのでしょうか。

【山内座長】 これは。

【相田座長代理】 2つ目についてはあまり具体的にはしていません。おっしゃられたほかの点については、いわゆるNTTの形態としてあり得るものについて、どういう利害得失があるのか少し整理しましょうという話になっているところです。この5ページの2番目に関しては、こういう問題が具体的にあるというところ以上、ここをこうすべきだということについてはあまり突っ込んだ議論は今のところまだしていません。

【山内座長】 どうぞ。

【勝間構成員】 1点、このペーパーを見て少し不安になりましたのが、もともと法人や家庭用で、光ファイバーで恐らく130という数字が出ると思うのですが、では、例えばパブリックで利用する場合、今、いろいろなところでUSTREAMの実験をやっているのですが、実際にHTVの画質ですらアップロード、かなり厳しい。今、端末を3つぐらい持ち歩いて、ここで3GのHSUPAを使おうとか、ここではWiMAXを使おうとか、ここは384しか出ないから、しょうがないから3Gで音声だけでやろうとかいった形で、かなり実際にパブリックの場でアップロードしようとすると、いろいろな制約がある。

そうすると、やはり無線網の整備と有線網の整備というのを一たん分けて議論をしないと、有線だけ100と30確かに通っているのだが、無線のほうはほとんど通ってなくて、実質的には確かに家庭と法人はできるのだけれども、そこから一步離れた瞬間に光がなくなってしまうということがあり得ると思うので、一たんこの議論の中にもし論点の中で1つ、そういうパブリックエリアでは無線をどこまで目指すかということについて加えていただくことはできないでしょうか。

【山内座長】 なるほどね。

【相田座長代理】 この資料の中で一番近いところは、2ページ目の一番下のところということになるのですが、今、勝間委員が言われましたように、いわゆるモバイル、携帯については、ここで言っている超高速ブロードや、先ほどありましたハイビジョンが上下

通るといふようなことはなかなか難しいのと思ふます。ただ、それとは別にパブリックアクセスのノマディックといふのでしょうか、どこか出先のところで超高速が使えるようにするといふのは、必ずしも移動中でなくていいのであればいろいろなやり方はあり得るといふことで、そういうものについては当然考えていくべきなのではないかと思ふます。

【勝間構成員】 実際、利用シーンの6割ぐらいが確かに家庭内や法人内で、4割ぐらいが移動シーンですので、そのカバレッジを考えた場合、移動シーンにおいても何らかの提言があるほうが望ましいと思ふております。

【相田座長代理】 その移動といふのは、ほんとうの移動中ですか。

【勝間構成員】 ほんとうの移動はさすがに厳しいと思ふので、パブリックエリアに行ったときというイメージです。

【相田座長代理】 はい。先ほどの5ページの一番下は、これはちょっと違ふ意味で書いてありましたけれども、そういう公共エリアのところにちゃんとまずは整備する。そこに行ったときには、それを使ってかなり、一般市民がそこに行ったときに超高速アクセスに準じたものが使えるといふのは大いに考え得るのではないか。

【勝間構成員】 はい。

【山内座長】 どうぞ。

【藤原構成員】 國領先生のポイントの5ページ、私も少し気になっていて、30から100%の理由なのですが、なぜ行かないか。これは競争がちゃんとできていないからと確かに決めつけ過ぎな気がして、まず論点としては固定か移動かといふのがあって、どうも固定と移動を比べた場合、昔は固定が速かった。移動は遅いといふところが大きな分かれ目だったわけですが、かなり移動も早くなってきたので、移動は固定より便利なんです。だから、固定と移動といふ競争がまずあって、そこに固定が負けているといふのが1つ。

それから、固定の中で光とメタルと比べた場合に、メタルで十分といふ人も結構いるわけですが。値段が2倍するとやっぱりメタルでいいよといふことになってしまう。だから、競争だけよりもテクノロジーの変遷の中でこれは考えるべきだといふ気はして、何か競争がちゃんとしていないからだけといふのはちょっと違ふような気が私はしていません。

【相田座長代理】 もちろん「だけ」といふつもりではなくて、先ほど言いました第1、第2部会の下にある作業部会といふことで、とりあえずこの第1、第2の枠組みの中で何

がやれるかといったら、競争促進かなということで書いたわけですが、作業部会メンバーを含めてやっぱり一番のあれはアプリケーションだろうということはみんなが思っているところではある。

【町田構成員】 少し藤原さんに教えてほしいんですけども、今の光、メタルの2倍というのはどういう試算なのでしょうか。

【藤原構成員】 月々の値段です。

【町田構成員】 今ついている値段ですか。

【藤原構成員】 3,000円と6,000円の違いという。

【町田構成員】 それは光電話みたいなものは、そういう意味で言うとブロードバンドがついてきているから、そういう単純な比較でいいのでしょうか。

【藤原構成員】 定額料金のADSLと光の差を「えいや」で言うと3,000円と6,000円ぐらいの違いではとっただけです。

【町田構成員】 それから、最後のこの6ページの加入電話、ユニバーサルサービスのところで、加入電話と同等程度の光IP電話というのを考えるときに、今のご議論で単純に3,000円の補助があれば同額になるというふうに考えるという話なのでしょうか。どう考えたらいいのでしょうか。

【藤原構成員】 それは政策なのでしょうが、例えばメタルから光への移行を促進するのであれば、光に移行しやすいような政策を考えるべきだと思います。

【徳田座長代理】 すみません、相田先生が、ページ5の先ほどの利用率の件なのですが、このW1、W2の中での議論だからここにあって限定したというご指摘があったのですが、そうすると先ほどから議論されている、例えば上下の帯域をきちんとサポートしてあげることによって新しい利用シーンが保証できるので、旧来の下向きだけの議論ではなくて、そこもブロードバンドとしての両方向の保証をやるべきだということと、それから、先ほどの2ページ目のところのモバイルサービス、ここにもやはり明記してあげることによって30から70の道、30から70に上げるところの要素というのは、やはりもう少し我々のW1、W2の枠組みの中でも入れられるのではないかなと逆に思いました。

【山内座長】 なるほど。

【相田座長代理】 ありがとうございます。具体的にこんな文言を入れたらというご提案がございましたら、ぜひいただければと思います。

【山内座長】 どうぞ。

【吉川構成員】 5ページは、ただ、逆に言うと私個人の思いとしては、競争政策というのをしっかりうたうというのが重要だということです。3と4の部会でアプリケーション、制度改革は議論していただいているでしょうから、むしろこれからも競争政策というのは原理原則というのがメッセージと思っています。だから、我々はこういうドラフトを用意したということです。

國領さんのおっしゃった点は結構本質で難しいのですが、議論としてはやはり設備でも結構競争している地域もあれば、そうならなかった地域もある。その事業者の行動の差異を生み出したものは一体何だったのか。例えば関西エリアと東京エリアという比較でもいいと思うのですが、そこを何か解明していくということがp.5の3項目めぐらいのより具体化につながるのではないかと。ただ、まだ作業部会でもそこまで答えは出していないという状況です。【山内座長】 どうぞ。

【藤原構成員】 私は競争政策は要らないと言っているわけではなくて、競争だけを利用しているのはちょっと違うのではないかとただけです。

【吉川構成員】 わかりました。

【藤原構成員】 技術の競争というのもあって、メタルと光とワイヤレスといますか、それはそれぞれ特徴があるから理由があるわけで、技術、テクノロジー間の競争も意図した上で政策を打たないと、単なるポリシーだけでは技術革新の流れをつかまずにポリシーだけでやっても何か通信事業者の人、固定部門になった人ははっきり言って元気がない。移動の部門の人は極めて元気です。それはやはり何か収益性にも出ていて、何かそういったところって考えるべきではないかということが言いたかったわけでした、競争が要らないと言っているわけではありません。

【吉川構成員】 はい。

【山内座長】 強調点の問題がわからないですね。

すみません、どうぞ、舟田先生。

【舟田構成員】 作業部会の皆さん、大変一生懸命やっていただいたようで、大体私も話はわかったし、結構だと思うのですが、2点だけ少し確認をさせていただきたいのですが、1つは何回も議論になりましたけれども、4ページの◆の4つ目ですか、中核的な整備主体が中心となって、ここは整備というよりは維持・運用だというお話だったのですね。

そうしますと、その前の3ページで、これもどなたかおっしゃいましたが、3ページ、4ページの関係ですが、3ページは設備競争も推進と書いてあるのですが、しかし、それ

は原則論であって、4ページの中核的な整備主体が中心となって維持・運用ですから、いわばここでは中心ですから完全独占ではないのですけれども、その主体がいわば独占的に、昔の言葉で言うとゼロシとして設備を敷設する。しかし、それを利用するのは次の5ページにあるように、ほかのキャリアも公平に利用できるというふうに理解してよろしいでしょうか。もし間違えていたら、これは今度のヒアリングのときに混乱が起きるということでもありますし、確認したいというのが1つです。

もう一つは、90から100、利用が30から100というのは、これはこちらのタスクフォースの6原則に書いてあるのですが、これはどなたかさっきタイムスパンとおっしゃいましたが、2015年までにできることを書いたのか。私は到底できないという気がするので、これは例えば90から100を——あと5年ですか、少し難しいと思いますが、あるいは利用率30から100というのを5年後というのは難しいと思って、もちろんそれでいろいろ何メガというご議論をなさったのですが、これは5年後を念頭に置いたペーパーですか。それとももう少し先のようなことを念頭に置いた気がするのですが、その2点です。

【相田座長代理】 よろしいでしょうか。

【山内座長】 お願いします。

【相田座長代理】 前者のほうは、私が先ほどNTT東西をかなり念頭に置いていると申し上げたのは、ほんとうは言うべきではなかったのかもしれませんが。その模範的解答から言えば、これはやはり既にそれなりの事業を行っていらっしゃる通信事業者、あるいはケーブルテレビ事業者というのであれば、どこであってもいいというのが形式的なお答えではございますが、現実にはこれからの残り10%の地域をほんとうにやってくれそうな人ということでNTT東西をかなり念頭に置いているのは、少なくとも私はそうですということです。

それから、5年でできるのですかということで、これはまだ少しほんとうのところ、それこそ事業者の方にヒアリングとかで聞いてみるべきなのかもしれませんが、ほんとうに光でうちのところに引き込むところまでというのは、おそらく、非常に厳しいと思います。特に90%から100%よりも、どっちかというところと30%から100%のほうで、先ほど申し上げましたように、集合住宅の各戸にまで全部引き込むというのは、はっきり言って無理です。

ですので、30から100のほうは、できるだけ超高速を促進するとしたとしても、具

体的な目標、最終的な目標としては「超」のつかないブロードバンドで100%を目指すということかなということ、これもできるかどうかかなりチャレンジングだとは思いますが、一応、上から与えられたということで、完全に不可能でもないだろうという線ではないかとは思いますが。何か北委員のほう苦笑いしていらっしゃいますけれども、何かコメントをいただければ。

【北構成員】 無線と併用するかどうかだと思います、地域WiMAXとか。ほんとうに100%光を引こうとしたら、これはまず無理だと思います。ヘテロジニアス・アーキテクチャも否定していないので、経済合理性を考えれば、チャレンジングであるけれども、目標としてはあり得るかなというレベルでございます。利用のほうは、30%から100%のほうが……。

【山内座長】 そっちのほう難しい。

【北構成員】 ええ。何かほかの部会のせいになっているように聞こえるかもしれないですが、いくらインフラが整備されても、しかも目前まで、軒先まで来ていて、値段も安いですといっても、それでも使わない人にどうやったら使っていただけるのか。キラーアプリというか、あるいは、公的なサービスをインターネット上でしかやらないとか、そこら辺の政策とパッケージ化しないと実現不可能だと思います。【山内座長】 ありがとうございました。

そろそろ時間ですが、黒川先生、何か。大丈夫ですか。

【黒川座長】 大丈夫です。

【山内座長】 ほかにご意見ございますでしょうか。わかりました。ありがとうございました。予想されたことではあったのですが、大変多くの意見をいただきまして、ワーキンググループとしてもこれからの活動のしがいがあるのではないかと考えておりますが、本日の意見交換はこの辺で終了とさせていただいて、作業チームにおかれましては、本日の議論等を踏まえまして「光の道」構想に関する検討をさらに深めていただきたいと思います。

次回会合につきましては、両部会合同で「光の道」構想について関係事業者、それから、団体からのヒアリングを実施したいと考えております。事務局から次回の日程等について補足があればお願いしたいと思います。

【木村調査官】 今お話がありました次回の会合ですけれども、4月20日の火曜日、16時半からヒアリングを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

【山内座長】 それでは、出席方、よろしく願いいたします。以上で第8回会合を終了とさせていただきます。皆様、お忙しい中をご出席、また、熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

以上